軽自動車税の税率について

平成26、27年度税制改正により、軽自動車税の税率が見直されました。平成28年度以降の軽自動車税は、車両の種類ごとに下記の基準により課税されます。

▼ 軽四輪自動車（三輪の軽自動車含む）

軽四輪自動車等は、最初の新規検査の年月により、下記のいずれかの税率が適用されます。
また、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受け燃費性能等の優れた車両等にはグリーン化特例（軽課）が適用されます。

○ 現行税率 …平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両で、新規検査から13年経過まで適用
○ 新 税 率 …平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両で、新規検査から13年経過まで適用
○ 重課税率 …平成28年度以降、最初の新規検査から13年を経過した車両（平成28年度の重課対象車両は、平成14年12月31日以前に最初の新規検査をした車両となります）

車　種	税率（年税額）			グリーン化特例(軽課)適用車両の税率		
	現行税率	新税率	重課税率	下記Ａ該当	下記Ｂ該当	下記Ｃ該当
軽四輪乗用（自家用）	7,200 円	10,800 円	12,900 円	2,700 円	5,400 円	8,100 円
軽四輪乗用（営業用）	5,500 円	6,900 円	8,200 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円
軽四輪貨物（自家用）	4,000 円	5,000 円	6,000 円	1,300 円	2,500 円	3,800 円
軽四輪貨物（営業用）	3,000 円	3,800 円	4,500 円	1,000 円	1,900 円	2,900 円
軽三輪	3,100 円	3,900 円	4,600 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円

（グリーン化特例適用基準）

Ａ　電気自動車・天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス基準10%低減）

Ｂ　（乗用）平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成32年度燃費基準＋20%達成車
　　（貨物）平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成27年度燃費基準＋35%達成車

Ｃ　（乗用）平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成32年度燃費基準達成車
　　（貨物）平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成27年度燃費基準＋15%達成車

▼ 軽四輪自動車等以外

上記の軽四輪自動車等を除く下記の車両は、すべて平成28年度から新税率が適用されます。

車　種	税率（年税額）	
	平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車　（50cc以下）	1,000 円	2,000 円
原動機付自転車　（50cc超 90cc以下）	1,200 円	2,000 円
原動機付自転車　（90cc超125cc以下）	1,600 円	2,400 円
原動機付自転車　（ミニカー）	2,500 円	3,700 円
二輪の軽自動車　（125cc超250cc以下）	2,400 円	3,600 円
二輪の小型自動車（250cc超）	4,000 円	6,000 円
小型特殊自動車　（農耕用）	1,600 円	2,400 円
小型特殊自動車　（その他、フォークリフト等）	4,700 円	5,900 円

【お問い合わせ】　日南町役場住民課　税務室　TEL：0859-82-1112